

動物死体処理手数料の改定について

動物の死体は、西秋川衛生組合で焼却処理をしてきたが、愛玩動物及び野良犬、野良猫については市民や議会での要望を踏まえ、令和4年10月から民間霊園での火葬処理に変更した。

このことにより、処理に要する経費と現行の処理手数料に乖離が生じたため、動物死体処理手数料を改定する。

1 改定内容

現行の処理手数料は、平成7年の合併時から改定しておらず、また、占有者が市役所へ持込む場合と占有者宅へ収集の場合の手数料が同額となっていた。

令和4年10月から愛玩動物及び野良犬、野良猫については、民間霊園での火葬処理に変更したことから、処理に要する経費と現行の処理手数料に乖離が生じたため、受益者負担の適正化の観点から、手数料を改定する。

また、占有者が市役所へ持込む場合と占有者宅へ収集する場合の手数料を分けて設定する。

2 処理経費

処理経費（1体につき）

○占有者が市役所へ持込む場合 3, 324円 火葬（埋葬）委託料、冷凍庫電気代

○占有者宅への収集する場合 6, 019円 収集運搬・火葬（埋葬）委託料、冷凍庫電気代

3 改定額

分 類	現行手数料	改定手数料
占有者が市役所へ持込む場合	2, 200円/体	3, 300円/体
占有者宅へ収集する場合	2, 200円/体	6, 000円/体

4 改定の時期

令和5年4月1日

5 今後の予定

令和4年12月 令和4年第2回市議会12月定例会で条例改正案を上程

令和5年1月 市ホームページ及びごみ分別アプリでの周知開始、1月15日号市広報に掲載